

WORKしがで滋賀県の企業の魅力を発見しよう!



WORKしが
滋賀県が運営する企業情報サイト

WORKしがのポイント

- ①滋賀県内企業が自社の魅力をアピール!
- ②イベント・セミナー情報を随時更新!
- ③採用情報だけでなく、インターンシップ情報も発信!
- ④県の取り組み、県が発行している企業紹介冊子などの情報もあるよ!



**600社以上の
企業情報を掲載!**



「WORKしが」で企業情報をチェック!

WORK しが

検索

<https://www.workshiga.com/>



オール滋賀DEインターンシップに参加しよう!

「オール滋賀DEインターンシップ」とは??

参加無料・学部学年不問

インターンシップを通じ、学生の職業観を醸成するとともに県内企業への理解を促進することを目的に、企業と大学等をつなぐ仕組みとして、産官学金連携による「滋賀インターンシップ推進協議会」を立ち上げました。産業界、高等教育機関、行政等が参画し、連携を密に、まさに「オール滋賀」でインターンシップを円滑かつ効率的に実施していきます。このインターンシップを通じて、県内企業等へ就職者の増加やミスマッチの防止を図ることにより、滋賀県の次代を担う人材の育成・確保につなげていきます。



あらためて、滋賀県の企業について見つめ、その魅力を知ることができた。成果報告会では、他の企業や学生の意見を聞くことができ、とても貴重な経験になった。



思っていたよりも、責任の重い仕事だった。身だしなみ等、あたりまえのことができていないことに気付いた。

対象企業：滋賀県内に本社、または事業所を有する企業（業種不問）

詳しくは…企業情報サイト「WORKしが」で随時情報を発信!!

WORK しが

検索

<https://www.workshiga.com/goodjob/>



働くなら滋賀

おうみ若者未来サポートセンター

※平成31年4月から、しがヤングジョブパークに名称変更の予定です。

若者の相談から就職までワンストップ支援！ 滋賀県・滋賀労働局 共同運営



お友達登録してね!

- ヤングジョブセンター滋賀
- 滋賀新卒応援ハローワーク
- 滋賀わかもの支援コーナー
- 若年者地域連携事業事務局
- 滋賀県地域若者サポートステーション

学生の方をはじめ、45歳未満の方を対象に、5つの就職支援窓口が一体となって、一人ひとりのニーズに応じた幅広いサービスをワンストップで提供しています。お気軽にご利用ください。

支援内容(例)

- キャリアカウンセリング
- 模擬面接
- 就活セミナー
- 企業マッチング面接会
- 職業相談・紹介
- 求人・イベント情報メール配信
- 就労体験・職場定着支援

〒525-0025 草津市西渋川一丁目1-14 行岡第一ビル4階(草津駅西口より徒歩2分)

TEL : 077-563-0301 FAX : 077-563-0304

利用時間 平日9時~17時 <http://www.shiga-yjob.com/>



しがIJU相談センター

住むなら滋賀

首都圏から滋賀県への移住を検討している方一人ひとりの希望に応じて、仕事、住まい、地域情報や支援制度など移住に必要な情報の提供や相談に一元的かつきめ細やかに対応するため、ふるさと回帰支援センター内に移住するワンストップ相談窓口「しがIJU(いじゅう)相談センター」を開設しています。是非お気軽にご相談ください。



業務時間 : 原則として毎火曜日から日曜日(月曜日は定休日) 10時~18時

電話番号 : 090-2730-4793 (つながらない場合は代表番号へ。03-6273-4401)

電子メール : shiga@furusatokaiki.net

所在地 : 東京都千代田区有楽町2-10-1 東京交通会館8階 ふるさと回帰支援センター内

働き方改革関連法、 施行の影響は？

安倍政権が2016年から主要なテーマとして取り組んできた「働き方改革」。2018年に成立したその関連法が、本年の4月から順次施行されることになりました。

「少子高齢化に伴う生産年齢人口の減少」や「働く方々のニーズの多様化」など日本が直面している状況に対応していくには、投資やイノベーションによる生産性の向上とともに、就業機会の拡大や意欲・能力を存分に発揮できる環境をつくることが欠かせません。

「働き方改革」は、この課題の解決のため、働く方の置かれた個々の事情に応じ、多様な働き方を選択できる社会を実現することで、成長と分配の好循環を構築し、働く人一人ひとりがより良い将来の展望を持てるようにすることを目指すものです。



働き方改革関連法の2つのポイント

1. 労働時間法制の見直し

2. 雇用形態に関わらない公正な待遇の確保

1. 労働時間法制の見直し

長時間労働の是正

日本の企業の多くで問題となっている長時間労働を是正するのが「時間外労働の上限規制」の導入です。労働基準法では、労働者が働くことのできる「法定労働時間」について、休憩時間を除き、1週間で40時間、1日は8時間を超えてはならないとしています。しかし、企業と労働者が協定を結んだ場合、法定の労働時間を超えて時間外労働や法定休日労働が認められる通称36協定*により、時間外労働は実質的に無制限となっていました。

今後、時間外労働の上限は「月45時間、年360時間」を原則とし、年6カ月までの繁忙期については、上限は年間で計720時間、単月では100時間未満（休日労働含む）、複数月平均80時間（休日労働含む）ということになります。違反した企業には、罰則が科されることになり、時間外労働の規制が強化されます。

長時間労働への規制がかかることによって、人手不足が常態化している業種では淘汰が進むと考えられる反面、女性や高齢者に対する雇用が広がる可能性も高まると予測されます。

*「時間外・休日労働に関する協定届」、労働基準法第36条が根拠になっています。
※時間外労働の上限規制は2019年4月から施行。中小企業は2020年の施行です。

働き方改革を進める様々な制度

労働時間に関する制度の見直しについては、時間外労働の上限規制だけでなく、様々な項目が盛り込まれています。有給休暇については「年5日の取得」が義務化されました。その他、終業から次の始業までの間に一定時間の休息を確保するよう努める「勤務間インターバル」制度の導入をはじめ、月60時間を超える残業に対する「割増賃金率の引上げ」や、企業に対する「労働時間の客観的把握」の義務づけ、また「フレックスタイム制」の拡充が盛り込まれています。

さらに、専門職の自律的かつ創造的な働き方を支える高度プロフェッショナル制度が新しく創設されます。1,075万円以上の高収入で、専門的な知識を持った労働者と企業が同意をすれば、労働時間規制から外されることとなります。つまり、対象となる労働者には残業や深夜・休日労働の支払義務等の規定を適用除外とすることを認める制度です。

2.雇用形態に関わらない公正な待遇の確保

正規雇用・非正規雇用の待遇格差の解消

2020年4月から、同一労働同一賃金が導入されます。中小企業は2021年4月の試行です。ポイントは、非正規社員（パート、アルバイトなど）と正規社員の間で不合理な待遇差の解消。例えば、同じ職場で同一の業務を担当している有期雇用労働者と無期雇用労働者が同じ時間働いたとしたら、報酬額も同一にするべきという考え方です。

この制度が導入されると、勤続年数や能力が同じなら同一賃金をはじめ、各種手当や休暇、教育研修なども同じ条件にすることが求められるようになります。不合理な格差の是正が目的であり、正規・非正規雇用の格差だけでなく、年齢による格差などが縮小されていくものと考えられます。

また、労働者に対する待遇に関する説明義務の強化により、非正規社員は、正社員との待遇差の内容や理由などについて、事業主に対して説明を求めることができるようになります。加えて、都道府県労働局において、事業主と労働者との間の紛争を、裁判をせずに解決する裁判外紛争解決手続(行政ADR)の規定も整備されます。

働く人と会社との協調が改革を進める

以上のような労働関連法の改正は、労働者のワーク・ライフ・バランスを向上させ、多様な働き方を実現するきっかけとなりそうです。残業規制や有休取得義務化などで過重労働が是正されれば、過労死やサラリーマンの自殺といった問題の減少にも期待できます。また、正規雇用者と非正規雇用者との待遇差が是正されれば、より多様な働き方を選べるようになり、子育てや介護と仕事との両立が難しくなっている方も、働きやすくなる可以考虑ことができます。

「働き方改革」の着実な実施は人手不足の解消につながり、低迷し続ける日本の労働生産性が向上する可能性も高くなります。その実現に向け、会社側に様々な努力が求められることも事実です。

この改革を、女性や高齢者などさまざまな人材が働き手として活躍できる「一億総活躍社会」の実現に向けた大きな一歩とするには、これまでも増して働く人と会社との協調が大切になるといえるでしょう。

参考資料：厚生労働省ホームページ「働き方改革」の実現に向けて

企業の取り組みを支援する制度



滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業登録制度

滋賀県では、多くの企業にワーク・ライフ・バランスの実現に取り組んでいただき、働く人の職場環境が良くなることを目的に「滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業登録制度」を実施しています。登録には、一般事業主行動計画を策定し、労働局に届出をしていることが要件となります。



滋賀県女性活躍推進企業認証制度

滋賀県では、女性の活躍推進に取り組む企業・団体を応援するため、「滋賀県女性活躍推進企業認証制度」を実施しています。滋賀県内の事業所を対象に、女性活躍推進の取組状況に応じて『一つ星企業』『二つ星企業』『三つ星企業』の3段階の区分で認証しています。認証を受けた企業・団体については、県ホームページ内で各社の取組を公表しています。



滋賀県イクボス宣言企業登録制度

イクボスとは、「職場で共に働く部下の仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を応援しながら、組織の業績も結果を出しつつ、自らも仕事と生活を充実させている上司（経営者・管理職）のこと」です。滋賀県では、イクボスとして取り組むことを『イクボス宣言』として宣言された県内の企業・団体を登録し、県ホームページで紹介しています。



くるみん認定・プラチナくるみん認定制度

次世代育成支援対策推進法に基づき、一般事業主行動計画を策定した企業のうち、計画に定めた目標を達成し、一定の基準を満たした企業を「子育てサポート企業」として、厚生労働大臣が認定（くるみん認定）しています。さらに、くるみん認定を既に受け、相当程度両立支援の制度の導入や利用が進み、高い水準の取組を行っている企業をプラチナくるみんとして認定しています。



ユースエール認定制度

若者の採用・育成に積極的で、若者の雇用管理の状況などが優良な中小企業を若者雇用促進法に基づき厚生労働大臣が「ユースエール認定企業」として認定しています。

「WORKしが」(<https://www.workshiga.com/search/>)で各制度ホームページへのリンクを設けています!

「働き方改革」の取り組みに関する 企業100社アンケート結果

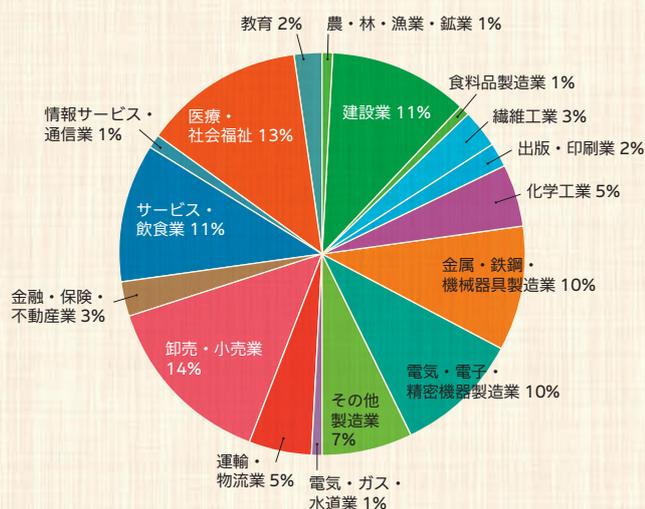


掲載企業100社を対象として、「働き方改革」への取り組み状況や具体的な取り組み内容などを把握するために、実施しました。

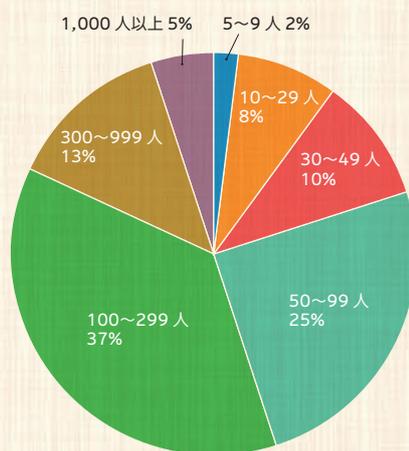


アンケート調査の概要

【業種別】



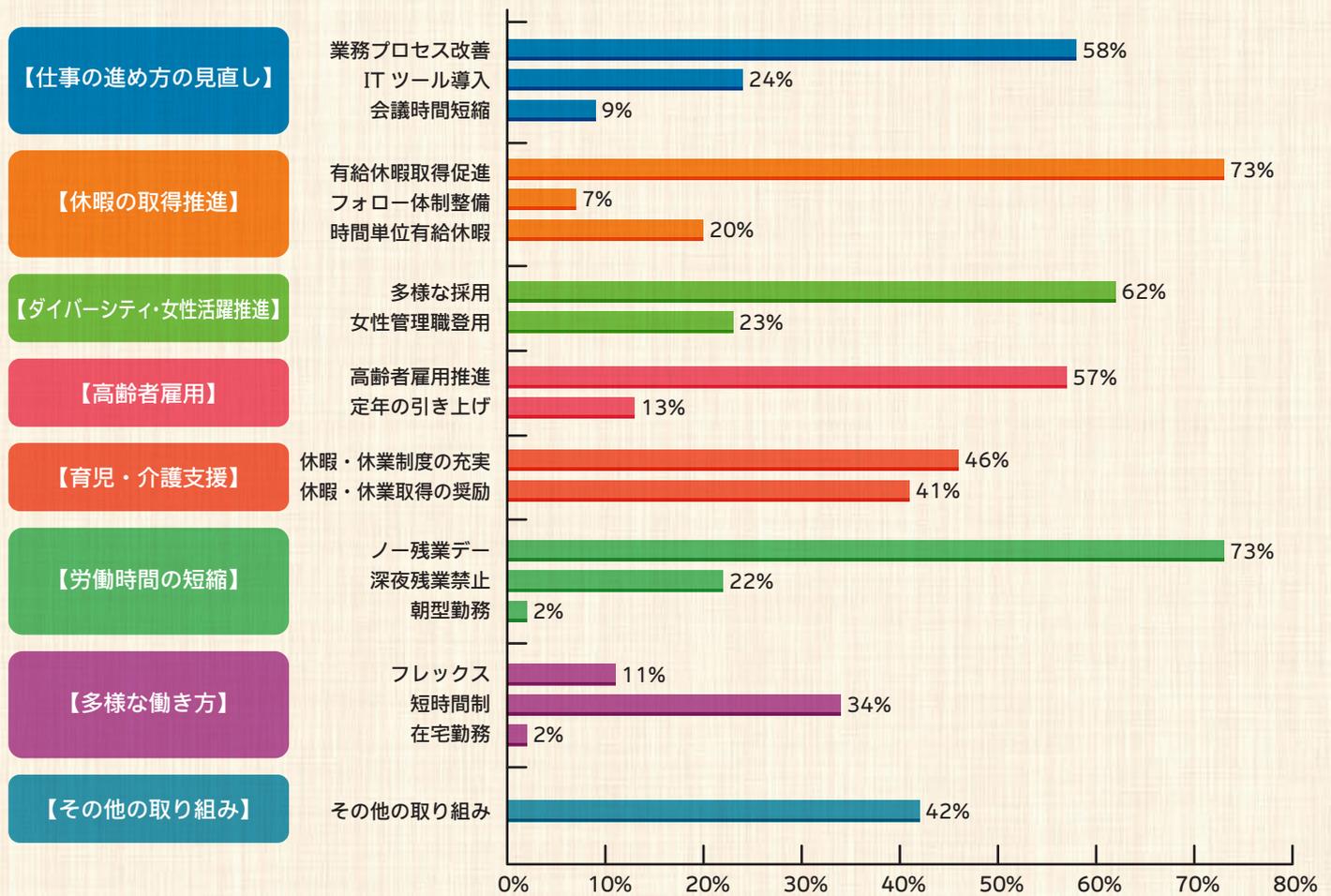
【規模別】



「働き方改革」の具体的な取り組み内容

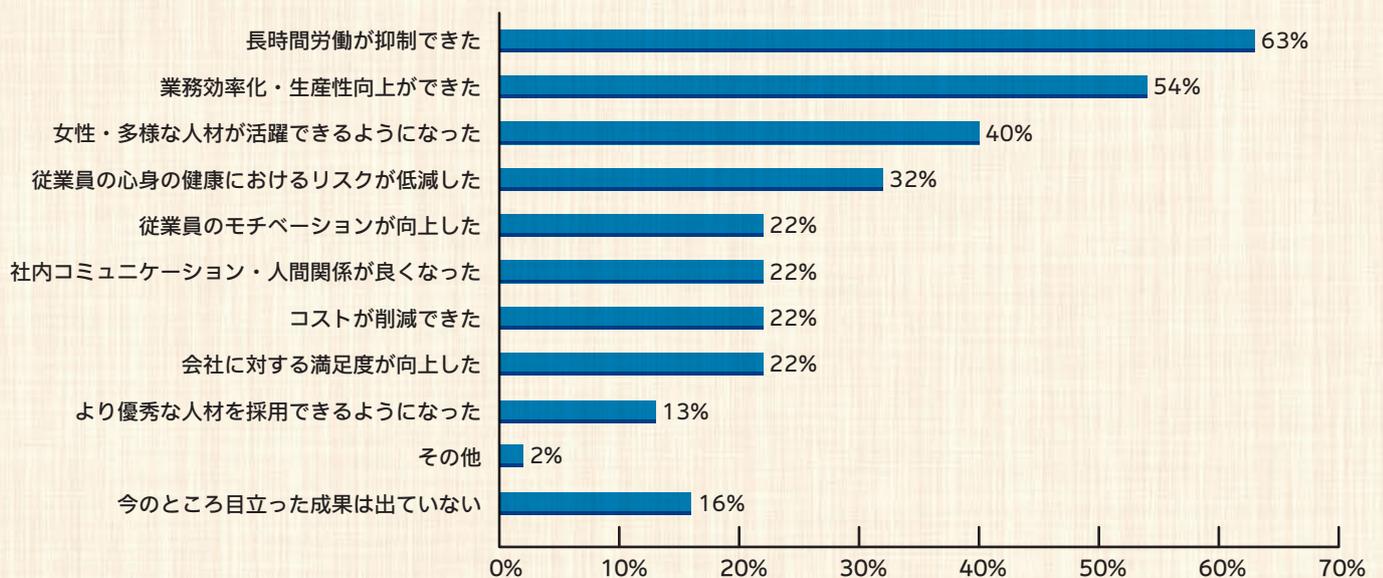
「働き方改革」の取り組み内容では、半数以上の企業が「有給休暇取得推進」や「業務プロセスの改善」に取り組んでおり、採用に関しても「多様な採用」、「高齢者雇用推進」等、様々な取り組みが進んでいます。

具体的な取り組みとして、休日の増加や長期休暇の促進、残業時間を短縮したりノー残業デーを設ける企業もありました。女性が働きやすい職場を推進するために、女性管理職や働くママをサポートする企業も多く、女性が安心して働ける企業に向け取り組みが進んでいます。その他、上下関係、所属部署に関係なく意見交換できる委員会など企業独自の取り組みなどの回答もありました。



「働き方改革」の取り組みを通じて得られた効果

「働き方改革」の取り組み効果について、「今のところ目立った成果は出ていない」と回答した企業は16%であり、84%の企業が何らかの成果を得られたと回答している。主な内容として、「長時間労働の抑制」、「業務効率化・生産性向上」について半数以上の企業が、「女性・多様な人材が活躍」、「従業員の心身の健康におけるリスク低減」について約3割の企業が効果を得られたと回答している。



発行
滋賀県(2019年3月発行)

制作
株式会社マイナビ

企画編集・デザイン
アインズ株式会社

取材・原稿作成
滋賀県立大学・長浜バイオ大学・立命館大学・龍谷大学・
京都産業大学・関西外国語大学の大学生の皆さん

滋賀県内エリアマップ&アクセス案内



県外から	
●JR新幹線	
東京	京都
〈のぞみ〉約140分	
〈ひかり〉約130分	
名古屋	米原
〈ひかり〉約30分	
新大阪	米原
〈ひかり〉約35分	
●JR在来線	
大阪	大津
約40分	
京都	大津
約10分	
大阪	近江今津
約80分	
京都	近江今津
約50分	
●車(高速道路)	
東京	米原IC
約270分(約420km)	
(首都高京橋)	
名古屋IC	米原IC
約60分(約80km)	
東京	甲南IC
約300分(約440km)	
(首都高京橋)	
名古屋IC	甲南IC
約120分(約140km)	
吹田IC	大津
約30分(約40km)	
	大津IC
	約10分
	(約15km)
	京都南IC



キャッピー

滋賀の就職情報をいち早くゲットしよう!

公式 Twitter

働くなら滋賀

検索

今すぐフォロー!!



キャッピーが滋賀県内での合同企業説明会の開催案内や、インターンシップ参加学生募集、各種認証企業情報サイト等の就職お役立ち情報をつぶやきます。フォローお待ちしております。
 ※登録は無料です。ただし、通信料は利用者の負担となります。

@shiga_hataraku